

規 則

埼玉県職員の職務育成品種に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十号

埼玉県職員の職務育成品種に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員の職務育成品種に関する規則（昭和五十九年埼玉県規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削り、「海嶼」を「海峯」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県職員の職務育成品種に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。